

入居申込み資格

市営住宅の入居を希望される方は、次の(1)～(9)の条件すべてを満たしていなければ申し込むことはできません。

なお、年齢に関しては、申込み日を基準とします。

(1)入居名義人は、飯塚市内に住所又は勤務場所を有する方

ただし、外国人の方は、市内に住所を有する方に限ります。

(2)入居名義人は、現に同居又は同居しようとする親族がある方

- ◆令和5年7月14日以降の随時募集から、飯塚市市営住宅の募集においても、福岡県パートナーシップ宣誓制度を適用します。入居名義人と同居又は同居しようとする人がパートナーシップ関係にある方は、福岡県知事がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証」を、入居資格本審査までに確認できる方に限ります。
- ◆夫婦の別居、父母の別居など、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居等、特に同居する理由のない親族との申し込みは出来ません。
- ◆離婚予定の方は、原則として入居資格本審査までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明書が提出されないときは失格となります。
- ◆内縁関係にある方(住民票で確認できる場合のみ)も申込できます。この場合住民票の続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載する届出を入居資格本審査までに完了している方に限ります。
- ◆申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格となります。(ただし、出生・死亡を除きます)
- ◆申込者本人は、入居決定後「住宅名義人」となります。申込みから入居決定までの間に、名義の変更は出来ません。
- ◆婚約段階での申込みは、入居資格本審査までに婚姻届を出すことができる方に限ります。

単身での申込について

次の ア)から ク)のいずれかに該当する場合は、単身者でも申込みができます。

ただし、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は申込みができません。(「自活状況申立書」の提出)

なお、申込みできる住宅は、「空き家住宅一覧」に単身の欄に可と記載されている住宅だけです。

- 
- ア) 60歳以上の方
 - イ) 障がい者基本法第2条に規定する障がい者で、次の1～3のいずれかに該当する方
 - 1 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級～4級までの方
 - 2 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級の障がい者
 - 3 療育手帳の交付を受けている方で入居後に常時相談対応等の居住支援体制ができる方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)
 - ウ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法の別表第1号表ノ3の第1款症の方
 - エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
 - オ) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

- カ) 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
- キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク) 配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、以下のいずれかに該当する方
 - ・第3条第3項第3号による一時保護または第5条の規定による保護が終了した日から5年を経過していない方
 - ・第10条第1項により裁判所がした命令の申し立てを行なったものでその命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

(3) 入居収入基準に合う方

申込みの日において、同居しようとする親族(婚約者、未届関係、福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)の所得を合算し、**諸控除後の入居収入基準額が次の金額であること。**

※ 9～11ページの「入居収入基準額の計算方法」を参照してください。

	入居収入基準額	
	一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合 (裁量階層世帯)
公営住宅	(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下
改良住宅	(月額)114,000円以下	(月額)139,000円以下

※ 裁量階層世帯とは、次の a ～ f のいずれかに該当される世帯です。

- a 60歳以上の方
同居しようとする親族がある場合は、満60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯。
- b 入居者又は同居者が障がい者基本法第2条に規定する障がい者であり、次のア～ウのいずれかに該当する世帯
 - ア) 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級～4級までの方
 - イ) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障がい者
 - ウ) イに規定する精神障がいの程度に相当すると認められる療育手帳の交付を受けている方
- c 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法の別表第1号表ノ3の第1款症の方
- d 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の規定による厚生労働大臣から認定された方のいる世帯
- e 入居者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯
- f 同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある世帯

(4) 市町村税(市町村民税・軽自動車税・固定資産税)を滞納していないこと。

入居名義人及び同居する予定の親族に市町村税の未納がある場合は、申込みできません。

(5) 現在、住宅に困っている方

原則として、持家のある方及び公営住宅(県営、市営、町営等)の入居名義人は、申込みできません。

(6) 犬・猫等のペット類を飼育しない方及び共同生活を円満にできる方

入居時にペット類を飼育しない旨の、誓約書を提出していただきます。

(7) 過去において

過去において市営住宅に入居していた方については、不正な使用などをしたことがないこと。
(無断退去、住宅使用料滞納など)

(8) 入居の際には、請書の提出が必要になります。

(単身の方については身元引受人の署名、捺印が原則必要です。)

※令和2年4月1日より連帯保証人は不要となりました。

◆身元引受人について

身元引受人は連帯保証人と違い、連帯債務を負うことはありませんが、緊急時に連絡をさせていただく場合があるため、原則親族の方でお願いいたします。

(9) 入居しようとする方全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。

◎ 特定目的住宅の申込み資格

特定目的住宅については、申込み資格のすべてに該当し、かつ、下記の条件に該当される方のみ申込みができます。

※ 単身では、申込みできません。(高齢者向住宅除く)

申込み者が配偶者のない者であり、現に20歳未満の児童を扶養している世帯(児童扶養手当証書または戸籍謄本の写しを添付)	→	ひとり親向住宅
申込み者が60歳以上であり、同居親族が次のアからエのいずれかに該当する者のみで構成される世帯 ア 配偶者(福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む) イ 18歳未満の方 ウ 重度または中度の身体障がい者もしくは知的障がい者等の障がいを有する方 エ 60歳以上の方	→	高齢者向住宅
申込み者または同居親族が次のアからウのいずれかに該当される世帯(なお、同居親族については福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む) ア 戦傷病手帳の交付を受けており、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がいのある方 イ 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が4級以上の方 ウ 児童相談所の長、知的障がい者更生相談所の長もしくは、精神保健センターの長より重度または中度の知的障がい者と判定された方及び知的障がい者以外の方で同程度の障がいを有していると判定された方	→	障がい者向住宅
上記、身障向住宅の条件に該当し、かつ、申し込まれる世帯のなかに身体に障がい等があり常時車いすを使用しなければならない方がいる方	→	身障向住宅 (車いす住宅)